

新型コロナウイルス感染症罹患後 療養 7-10 日目の受診について

9月7日から、政府の方針で新型コロナウイルス感染症の療養期間が10日から7日に短縮されました。しかし、合わせて10日間が経過するまでは感染リスクが残存することから、ハイリスク施設への訪問を避けることとされています。

当院は、重症化リスクの高い患者さまが多く来院されることもあり、新型コロナウイルス感染症罹患後の定期外来等の受診は、発症後10日以降とさせていただいております。

罹患後 7-10 日目に該当する患者さんで受診を希望される場合は、先ず、各診療科にお電話下さい。また、来院されてからお気づきの場合は、受付時の職員にお申し出下さい。ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

電話投薬による処方等は可能です。その際も、お電話で各診療科にご相談下さい。

令和4年9月
細木病院